# 市県民税申告はじまる

## 3月22日が提出期限です

ことしも市県民税の申告の時期がまいりました。市役所税務課では2月17日から3月22日（除土曜午後、日曜、祭日）まで申告の受付をいたします。期限が終り近くなりますと、かなりの混雑が予想されますので、早目にお出かけ下さい。なお所得税の確定申告が不要で、市県民税の申告だけでよい方は市役所の税務課で、又所得税の確定申告もあわせて必要とする方は、富士税務署に開設された共同納税相談会場において、市県民税の申告と共に共同受付をいたします。

**市県民税の申告を提出しなければならない方**

前年中（昭和40年1月から12月まで）に何らかの所得を有した方は、原則としてすべて申告していただきます。なお給与所得のみの方は、事業所から給与支払報告書が提出されますので申告義務を免除されます。また所得税においては、給与以外の所得が五万円以下である場合は確定申告の必要がありませんが、住民税においては申告を必要とします。申告の用紙は該当と思われる方についてお送りしてありますが、住所移動等のためお配りしてない場合があるかもしれませんが必ずお申出の上、申告して下さい。申告義務がありながら期限内に申告いたしませんと、諸控除が認められず不利となります。なお、昭和41年度分市県民税については、地方税法の改正が見込まれていますが、申告書等については現行の適用法令により印刷されております。実際の税額の算定に当つては、改正後のものによって行いますのでご了承下さい。

**事業税の申告は3月22日まで**

住所・氏名はふりがなを事業税の納税通知書のあて名は、カナタイプによるカタカナ書きのものとなりますので、納税通知書を正確にお届けするため、申告書の住所・氏名欄には必ずカタカナでふりがなをつけて下さい。

# 「火の用心」

## 春の火災予防運動

春の火災予防運動は、来る2月28日から3月13日まで実施致します。これはこれから春先にかけて大火シーズンを迎え「火の元」に十分気をつけよう広く一般市民に呼びかける恒例の火災予防運動であります。この運動が予防思想の普及向上による出火の防止と、出火時における早期通報、初期消火及び避難管理の徹底とによって市民の生命、身体及び財産を火災からまもることを目的としております。特に最近の火災の傾向は尊い人命の焼死傷事故が急増しており、また各地に発生した火災もその事例の大半がわずかの油断、不注意から生じております。従つて前半の一週間を「車輌火災防止」に重点をおき後半の一週間は、「一般火災」を防ぐために火気取扱上の注意などに重点がおかれています。

一般家庭の皆さんへ

①ガスコンロなど器具の置場所をよく検討する。②ガスコンロ、石油ストーブなど持ち運ぶときは、必ず火を消す。③火を消すときは消えたことを確かめる。④器具はいつもきれいにする。⑤石油コンロなど燃えているときは給油をしない。⑥アイロン、電気コタツなどを使つたあとは、必ずコンセントをはずす。⑦取り灰はゴミ箱にすてない。必ず空ドラムカンのような燃えない物の中にいれる。⑧プロパンガスなどは寝る前に元栓をしめること。⑨外出するときは一人子供を寝かせたまま外出しない。⑩電気器具の使い方は家庭全員がよく勉強しておくこと。⑪マッチ、ライターなど子供達にいじらせない。⑫子供だけにタキ火をさせないこと。

タバコ……

①火を消してから必ず捨てること。②火のついたタバコを机、本箱、テーブルの上に置かない。③寝タバコは絶対につつしむこと。お互いに火の元には十分気をつけましょう。

**少なくなつた富士市の火災**

**市民の防火思想向上**

昭和四十一年間における富士市の火災状況を次のとおりおしらせします。

火災件数　二十八件
建物火災　十八件
車輌火災　三件
其の他の火災　七件
焼失面積　一八九九、七四㎡
損害額　三九三五〇千円
罹災世帯　全焼　十三世帯
半焼　十二世帯
傷者　七名

火災件数は前年よりも七件減り、焼失面積は五六六六・七一平方メートル、損害額は七九、〇〇九千円の減少。建物火災一件当りでは＝焼失面積約六八平方メートル損害額一四〇五、三五七円の割となっております。火災発見の種類別では＝一般市民の電話連絡によるもの二十四件、鎮火後届出のあつたもの二件、望楼発見によるもの二件、となっております。月別では＝12月が最も多く、七件で、次が1月の六件、3月の五件、6月の三件、無火災だつたのは4月と5月と7月でした。原因別では＝一番多かつたのが「たばこ」で、次いで「ガスコンロ、電気コンロの取扱不注意」「コタツの不始末」「火の粉の飛火」の順となっております。

## ハエの駆除はいまが最適

3月にはいるとそろそろハエが目につきやすくなります。天井や大の気のある暖いところにいそんでいたのが、天候が暖になるにつれて活動しはじめます。

ハエのさなぎは、お便所の近くやゴミためなどの土の深さ一〇センチから二〇センチぐらいのところで越冬しますから、土を掘りおこして殺虫剤を十分まいておいてください。

# 共同納税相談所開設

## 3月15日まで税務署で

所得税の確定申告は3月15日まで、事業税、住民税の申告は3月21日まで受付しますが早目に申告してください。富士税務署では3月15日まで共同納税相談所を開設しています。

相談所は、所得税の申告だけでなく、事業税、住民税の申告も一諸にできます相談所へお出かけの時は次の用意が必要です。

▽扶養控除および専従者の氏名、生年月日、続柄を書いたメモ

▽**生命保険料控除には**　一口一年間の支払保険料が九千円以上の場合は、保険会社の証明書を用意してください。また、九千円未満の場合は証書の番号、金額がわかるものと契約書、領収証を用意してきてください

▽**国民年金や国民健康保険**の40年中に支払った保険料は市町村の証明書か領収書を用意してください。

▽**譲渡所得の申告も所得税**の申告のとき申告することとなります。

一般譲渡の場合の算式は次のような式で計算されます。

収入金額－（取得金額＋設備改良費＋譲渡経費）＝譲渡所得

（譲渡所得－特別控除額）二分の一＝課税される金額

▽**租税特別措置法を適用する場合**

土地や建物を譲渡して居住用財産を買入れた場合は差引き計算がされます。

この場合は、居住用財産を買つたことのわかる登記関係書類を添えて申告することになります。

土地、建物、構築物、機械および装置、漁業権、水利権等で事業用に供しているものを買入れたときは差引き計算されます。

貸家、アパートを買入れた場合も事業用財産とみなされます。この場合も事業用財産を買つたことのわかる登記関係書類を添えて申告することになります。

▽**納付書の配付について**

本年は納付書を配布してない方は納税相談所へお出かけのうえ交付を受けてください。なお納付書は銀行、郵便局に備えてあります。

▽**確定申告書用紙**の下方の切りとり線以下は税務署で使用する徴収カードとなっておりますから、割印を押して切り取らずそのまま提出してください。

なお申告書提出の控とか受付書は別にお渡しすることになっています。

▽**延納申請書兼相談票**は延納の取扱いを受けたい人はこの申請書をもつて納税相談所へおでかけのうえ手続きをすませてください。

なお、期限内に納付される方もそのむね記入のうえ提出してくださるようお願いします。

# 一小の改築工事

## 鉄筋4階　9月15日完成予定

市立富士第一小学校の老朽校舎改築工事の起工式は3月23日現地で漆畑市長を始め市議、同校PTA役員など関係者多数をむかえて挙行しました。

この改築工事は、第一期および第二期工事を同時に行ない総工費約七千五百万円で鉄筋コンクリート一部四階建のべ三千四百八十平方米の一棟二十五教室（普通教室二十一、特別教室四）を建設するもので完成予定は、9月15日。

## 用務員を募集

①職　種…小学校勤務（小使）
年令50才前後の夫婦の者に限る

②採用人員…若干名

③待　遇…市職員に採用、給与その他については面談の上決定する

希望者は3月20日までに履歴書を持つて市教育委員会へおいで下さい。

富士市教育委員会

陸海空
自衛官採用
毎日受付しています
詳細については市民課へお問合せ下さい

タバコは市内で買いましょう

## 交通事故について

国民健康保険の被保険者の皆様もし不幸にして交通事故にあい、負傷されたときは大小にかかわらず、速かに市役所保健衛生課（国保）係へご相談下さい

富士市保健衛生課